岐 阜 県 公 報 毎週

発行

(金曜日)

平成二十四年五月二十九日

に備え置いて縦覧に供する。)

次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所

次

目

示

告

道路の区域変更 保安林に指定する予定である旨の通知

道路の供用開始

基本測量の実施

開発行為の工事の完了 国土調査の指定

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 公 示

> 道 治 一路維 Щ 持 課)三六一

流 通課) 三六二

角 **建** 都 市 政 課) 三六二 商 同

2 築指 導課) 三六二 策課) 三六二

=

指定の目的

中津川市山口二四八一の一 保安林予定森林の所在場所

Ξ

指定施業要件

土砂の流出の防備

(--)

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2

課)三五五

三六二

岐阜県告示第二百五十一号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

告

示

平成二十四年五月二十九日

0

第二千三百

四

十 九

号

0

岐阜県告示第二百五十二号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事

古

田

保安林予定森林の所在場所

美濃加茂市下米田町信友字羽根ケ洞五〇八

土砂の流出の防備

指定の目的

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃加茂市役 次のとおりとする。

岐阜県告示第二百五十三号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

美濃加茂市伊深町字崩レニ九三七の二、二九四〇から二九四三まで、二九四四の四、

二九四四の五、二九四六、二九四七、二九四八の一、二九四八の二

指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃加茂市役 次のとおりとする。

岐阜県告示第二百五十四号

所に備え置いて縦覧に供する。)

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

九四、三二九五の の一、三一〇の一、金山町岩瀬字向平一三五二の一、一三五二の五、一三五二の七、 | 三五五の一、| 三五六の一、| 三七七の一、| 三七七の五、字水根三二九三、三| 下呂市夏焼字から谷一六〇二の二 、一六〇二の二一、金山町東沓部字東方二八九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

平成24年5月29日 (357)

岐

第2349号 備え置いて縦覧に供する。 岐阜県告示第二百五十五号 保安林予定森林の所在場所 3

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

古 田

岐阜県知事

養老郡養老町柏尾字表山三一二の八二から三一二の八四まで、三一二の九八から三

| 二の | ○○まで、三 | 二の | ○三から三 | 二の | ○七まで

指定施業要件 土砂の流出の防備

指定の目的

Ξ

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 (\equiv) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役所に 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十六号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古

田

保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町大滝字東谷八四一の一(次の図に示す部分に限る。)

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び垂井町役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十七号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

不破郡垂井町大滝字東谷八四一の三四、 八四一の五五、 八四一の五六 保安林予定森林の所在場所

指定の目的

Ξ 指定施業要件 土砂の流出の防備

- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

(=)

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に

備え置いて縦覧に供する。

報

平成二十四年五月二十九日

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

阜

県

公

岐阜県告示第二百五十八号

岐

岐阜県知事 古 田

二七一、一の一二七六、一の一二七七 不破郡垂井町大滝新井入会地字西谷一の三三八、一の三三九、一の三四八、一の一 保安林予定森林の所在場所

二指定の目的

土砂の流出の防備

- Ξ 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十九号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

七八六の二 (以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、一五五二の一、一五五四、 一七八八 一五五五、一五五六の一から一五五六の三まで、一五五七の一、一五六〇、一五六一、 加茂郡川辺町上川辺字滝尾一五五七の三・一五五八の一・一五六五・一五六六・一

二指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

治山課及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

岐阜県告示第二百六十号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古

田

加茂郡八百津町野上字米山寺浦二二三二の一・二二三三の一(以上二筆について次 保安林予定森林の所在場所

の図に示す部分に限る。) 指定の目的

指定施業要件 土砂の流出の防備

Ξ

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十一号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

(359)

保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古

田

加茂郡八百津町野上字横ケ洞二一八一の一の一二から二一八一の一の一五まで

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場 次のとおりとする。

岐阜県告示第二百六十二号

に備え置いて縦覧に供する。)

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町野上字深山二二八八、二二八九、二二九一

= 指定の目的

指定施業要件 土砂の流出の防備

Ξ

(-)立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場

岐阜県告示第二百六十三号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

加茂郡白川町河岐字宮向八一三、八一四、八一六 保安林予定森林の所在場所

Ξ 指定施業要件 土砂の流出の防備

指定の目的

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村神土字上之段四九五の一、四九五の二

= 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場

に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十五号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

二八二三まで、二八二四の一、二八二四の二、二八三二、二八三三の 可児郡御嵩町御嵩字板良洞二八一八の一、二八一八の二、二八一九、二八二一から

指定の目的

Ξ 指定施業要件 土砂の流出の防備 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

類の道 種路

路

線

名

X

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

2

岐

指定の目的

保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町中切字水上洞一〇四二の一 (次の図に示す部分に限る。)

Ξ

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

土砂の流出の防備

- (-)立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に

岐阜県告示第二百六十六号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保 平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 田

古

岐阜県告示第二百六十八号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十四年五月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田

閰 ル〜延 (メート) 供用開始 の 期 日 ほ示変決 (備か年更定区) 月の又域 日告はの考 次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、

岐阜県告示第二百六十七号

なお、その関係図面は、平成二十四年五月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

道路の区域を

維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事

古

田

X 間 別前変区 後更域 ・ ル メート 員敷 地 の幅 . ル メ ト 延 長 備 考

国一 道般 類の道 種路 六二 号百 五 十 路 線 名 一〇三番一一地先から中津川市坂下字上高辺三 〇六番一地先まで 市同 字同 Ξ 後 前 三 章 (*) 四季八八

ĝ	第2349号		岐	阜	県 公	報	平成 24 年 5 月 29日 (362)
岐阜県知事。古田	平成二十四年五月二十九日国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。選本測量の実施	意見なし (届出事項の変更) 二 意見の概要 に 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			課において縦覧に供する。	する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公 示	国道 六号 同 市司 字上高辺二七六 三草・○ 三・ 至 元 三・一・ 六 一般 二百五十 五番一〇地先から 平成 平成 平成 平成 平成 平成 下字西高辺二八一
	岐阜県知事 古 田 筆 平成二十四年五月二十九日 「		郡 上 市 郡上市高鷲町鷲見の一部 平成二五・ 三・三一まで者の名称 調査を行う 調査 地 域 調 査 期 間	岐阜県知事。古田	平成二十四年五月二十九日示する。	年五月二十九日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、平成二十四国土調査の指定	- 県内全域 - 県内全域 - 県内全域 - 「作業相類 - 「「作業相類 - 「「「「「「「「「「「「「「」」」」」 - 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「」」	

平成二十四年五月二十九日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社